

保育所の職員配置に関する一考察 ——最低基準の変遷を検討して——

三 浦 正 子¹⁾

A Study on the Disposition of Childcare in Childcare Centers : An Analysis on the History of Minimum Standard

MIURA Masako

要 約

戦後の1947年に児童福祉法が制定された。この児童福祉法第45条「児童福祉施設最低基準」に保育所の最低基準がある。現在もお4歳以上児に対して保育士配置基準の改善がされず当時のままである。

保育所は、社会の変化に対応しながら、保育に対するさまざまなニーズをとりいれて、子どもたちの健やかな育成を今日までに担ってきたのである。このことは、保護者や社会的な協力もさることながら、保育士の密度の濃い仕事ぶりで乗り越えてきたといっても過言ではない。

保育所における最低基準の保育士配置基準に焦点をあて、その雇用形態の現状を明らかにし、保育所に求められている多様な役割に対して、現状の保育士配置基準が適切に応えられているかどうか検討する必要がある。その結果、保育の現場での保育士の努力や能力によって解決できる課題ではないことが明らかとなり、最低基準の改善に向けた論議を活発化する必要がある。

キーワード：児童福祉法 最低基準 保育士 雇用形態

1. はじめに

2008年3月、人とのかわり不足、乱れた生活リズムなど子どもをめぐる生活環境の変化と保護者の子育て力の低下、不安や悩みの増加など子育て環境の変化を背景に、保育所保育指針が改定された。2009年4月の施行に向けて、保育所に期待される役割が深化・拡大されるという見通しである。そこに示されている内容は、質の高い保育実現の責務、保育士の専門職の重要性に加えて、保護者への相談等の対応などがおりこまれた。この保育所保育指針

は、厚生労働大臣の告示となり、拘束力をもつものに改定されている。このように、保育士の専門性が広範囲に及んでいくのに、保育士等の配置基準は、3歳未満児に対して改善はあったものの、3歳児については約20年後に改善された。4歳以上児は戦後の1947年に児童福祉法が制定された当時のままである。この児童福祉法第45条「児童福祉施設最低基準」に保育所の最低基準（以下最低基準という）が示されている。村山（2001）は、この最低基準では、保育は大変困難であると保育界に精通している人の常識であると指摘している。

筆者は、かつて保育現場で働いていた保育士（当時は保母 1966-1990）である。その保育の経験から

1) 中部大学現代教育学部幼児教育学科

いえることは、子どもの保育は、頭腦的、肉体的労働と事務量の多さに加えて休憩時間がとりにくいハードな仕事である。その頃は、保育計画、個人記録等は勤務時間内にこなすことは不可能で、毎日自宅で夜遅くまでとっていた状況にあった。特に、3歳児のクラス担任として定員増23名の保育経験は印象深いものがある。子どもへの明るい笑顔と適切な支援は欠かせないが、疲労度が蓄積しストレスと戦いつつ、子どもが好きで子どもたちの成長がなによりの喜びで保育にあたっていたことが思い出される。公立保育所で正規職員という雇用条件が整っていたのにもかかわらず、望ましい保育から少し距離があったのではと振り返っている。

保育所は、戦後の復興時期に、孤児や障害児、母子家庭などの貧困家庭の子どもが対象であった。その後は、社会の変化に対応しながら、保育に対するさまざまなニーズをとりいれて、子どもたちの健やかな育成を今日までに担ってきたのである。このことは、保護者や社会的な協力もさることながら、保育士の密度の濃い仕事ぶりで乗り越えてきたといっても過言ではない。保育所は児童福祉法に位置づけられており、その保育所にかかわる最低基準の主な改正が今日に至るまでに、1997年に約50年ぶりの改正、それから2001年、2003年、2006年と続いたのである。保育に対する多様なニーズは改正のたびに含まれていき、保育士の国家資格任用でさらに専門職の責務の重責が加えられたが、昭和43年以来、3歳以上児の保育士配置基準の見直しはされることがなかった。また、日本保育学会第61回大会(2008)の特別講座において、厚生労働省の保育担当官は、欧米に比し保育士配置基準が貧弱と認めながら、地方分権から全国一律の最低基準を国で決めるのではなく、地方自治体に委ねるべき、また、保育士配置基準に関する研究が少なく、実証的、科学的に立証されていないという見解を示した。

現在の保育所に求められている役割は、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、子育て支援、保護者対応などと多様化している。このような現状で保育士配置基準が、保育のニーズに適切に応えられているとはいえない。保育士は、保育の専門性を備えたとともに質の向上をはかり、子どもの最善の利益をまもりつつ、その成長を支援することが重要な

なりわいである。これを勘案すれば遅々とした改善の歩みの最低基準ではもはや課題が多い。社会状況の変化に保育のニーズを合わせて改善を図っていくべきであると考ええる。

以上のことをふまえて、本研究では保育所における最低基準の保育士配置基準に焦点をあて、その雇用形態を把握し、この最低基準がナショナルミニマムとして、さらに機能拡充していくために、また保育の質の向上にどのような問題と課題があるのか模索・検討し、明らかにすることを目的とする。

2. 保育所の最低基準とは何か

児童福祉法第45条の児童福祉施設最低基準が名称で、ここには、保育所以外の児童福祉施設の最低基準もあるが、保育所関連の最低基準に限るものとする。

保育白書(2007)「子どもの権利と最低基準」(村山)によれば、最低基準とは保育所が最低限守るべき、施設や人員配置条件を示したもので、保育所の運営・許可の基準であるとしている。

1947年の児童福祉法の法的根拠は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を具体化されたものであるといわれている。児童福祉の理念は、第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とし、第2条で「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定めている。保育所の最低基準は、憲法第25条と児童福祉の理念に対する必要な最低の基準を示したものである。このことは、国のどの地域の子どもたちにも一律で公平な保育の水準で行うことが定められたといえる。また、児童福祉法第3条では、「厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるもの」とあり、「都道府県にあっては、児童福祉施設に最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる」とある。最低基準にとどまることなく、国と地方自治体に向上を求められている。つまり、最低基準の改善は逐次行われていくことを前提として定められているのである。

3. 児童福祉法制定以後の改正の経緯

1947 年の児童福祉法の制定以後にたびたび改正が行われてきた。その中の最低基準について、改正された主な内容の経緯を述べる。

(1) 1947 年の児童福祉法の制定以後

- ・制定当時の保育士一人に対し受け持つ子どもの人数は、0～1 歳児がおおむね 10 人、2 歳児以上がおおむね 30 人であった。
- ・1964 年～1969 年にかけて、中央児童福祉審議会の改善指摘を受けて、保育士一人に対し受け持つ子どもの人数は、0～2 歳児が 6 人、3 歳児は 20 人、4 歳児以上が 30 人と段階的に改善をおこなった。
- ・1973 年に調理員が必置となったが、配置人数は明記されていない。
- ・保育時間は 1 日 8 時間が原則と定められているが、1981 年に厚生省母子福祉課長通知で延長保育対策ということで、10、11 時間に保育時間が実質的に変更された。

(2) 1997 年は 50 年ぶりの児童福祉法の改正

- ・これまでの措置制度が廃止となり、保護者が希望する保育所に入所できる市町村との契約システムに変わった。
- ・保護者に、施設整備、定員、保育時間、保育方針

等の情報提供を市町村に義務付けた。

- ・保育料の公平な負担として、保育コストや年齢等に応じた保育料負担とした。
- ・保育所が地域における子育て支援の機能を担うこととなり、子育て支援センターが立ち上げられた。
- ・1998 年に保育士一人に対し受け持つ子どもの人数は、0 歳児が 3 人となった。

(3) 2001 年の改正

- ・認可外保育施設等の指導・監督の強化。
- ・保育士資格を国家資格とし名称独占資格に改められた。

(4) 2003 年の改正

- ・次世代育成支援対策推進法の制定に伴う中で、保育所は次世代育成支援を担うことで、一時保育事業（非定型的保育サービス、緊急保育サービスなど）特定保育事業の実施。

児童福祉法の制定から今日までの保育士配置基準の改善経過をみると表 1 のようになる。

4. 最低基準に関連する先行研究と文献の検討

この最低基準に関連した研究自体がこの 10 年は数が少なく、これは文献にいたっても同じことがいえる。児童福祉法の制定後の最低基準の歩みから、

表 1 保育所保育士配置基準（最低基準）の改善経過

年度	乳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児以上
1948～51	10 : 1		30 : 1		
1952～61	10 : 1		(10 : 1)	30 : 1	
1962～63	10 : 1 (9 : 1)			30 : 1	
1964	8 : 1		(9 : 1)	30 : 1	
1965	8 : 1			30 : 1	
1966	(7 : 1)			30 : 1	
1967	6 : 1			30 : 1	
1968	6 : 1			(25 : 1)	30 : 1
1969～97	(3 : 1)	6 : 1		20 : 1	30 : 1
1998～	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1

* () 内は最低基準ではなく運営費（措置費）上の定数。1969～97 年の乳児 (3 : 1) については、乳児指定保育所の場合にのみ限定して実現できた配置。

厚生労働省資料をもとに保育白書（村山 2007）

特に1997年の50年ぶりの改正以後の先行研究の結果を概観する。また、文献からは最低基準がもたらす保育の条件を概観し、あわせて子どもの権利に関する見解を確認する。

(1) 最低基準に関連する先行研究の検討

先行研究にみる1997年の50年ぶりの児童福祉法の改正以後の最低基準に関連するものを検討することとする。

先行研究の整理について、加藤(2000)、植野(2006)、新井(2007)の研究より引用する。

① 加藤(2000)は、2000年の保育所保育指針の改訂と児童福祉法の双方から、保育所と保育士の役割を明確にし、21世紀の担い手となる子どもの環境の整備が課題であると保育制度改革の提言をしている。児童福祉法制定から50年後の改正は、子どもを取り巻く環境の変化に応じて保育サービスの必要性が生じ、多様な保育事業の展開となった。このことが主な要因である保育所の財政基盤の問題を具体的な例を上げて報告されている。また、日本と外国の保育者一人に対する子どもの比率を比較し、日本の保育士配置数の比率が悪いことも指摘している。加えて保育所における多様な保育形態にかかる業務の多さとそれに伴う過重労働をあげている。それは保育の質の確保にはならず、保育士の待遇の悪さにつながる問題としている。保育士の人件費の抑制と労働強化は、いまだ十分に改善されていないことを明らかにし、日本の少子を嘆いている国に苦言を呈している。

② 植野(2006)は、児童福祉法の改正の動きを追ひ、今後の保育所のあり方につながる大きな「うねり」の起点の確認と問題意識の所在を検討し整理している。その起点の確認は、保育分野の規制緩和から公立保育所の民営化を含む保育改革であるとしている。この1997年の改正で行政の公的責任後退論であることを指摘するとともに、保護者の利用選択権の獲得で利用者主権の動きを肯定している。このことは保育所の社会的認知度や理解を増し、情報公開は各保育所の競争につながって良くも悪くも評価の機会となり、よい刺激は保育の質を高めると考

えを示している。変わりゆく保育所の背後は、子育て不安の増大を象徴するように2003年の児童福祉法改正で、次世代育成支援が保育所の役割に加わった。保育所に対する社会全体としての関心を高め、社会インフラとしての意味と価値が問われる時代と述べている。幼い子どもたちは意見表明をすることは難しい。あくまでも主体は子どもたちである。大人を信頼して保育環境を託していることを前提で保育の全ての議論をしなければならないことを訴えている。

③ 新井(2007)は、愛知県下の幼稚園と保育所を対象に、保育者の受け持つ適正人数の調査をしている。この調査結果および考察を整理し、次のようなことを明らかにして報告している。

保育者が最適人数を捉えている理由において、「保育者一人で目が行き届く人数」「一人一人の子どもを把握し丁寧にかかわる人数」「少なすぎでは友達関係が築きにくい」という回答は、日頃の保育経験から視座されている。その保育者に求めた適正人数は、現在の最低基準の人数より少ない人数を適正としており、現状の人数は保育者や乳幼児に大きな負担をかけていると指摘している。特に保育所の低年齢児に対して、1歳児は4名、2歳児は5名という保育者が求めている適正人数に、子どもの立場に立って早急な見直しが必要としている。この調査では、公私立の保育所、幼稚園と保育所の差は特にみられなかったことを報告している。最低基準で、一人の保育士に乳幼児数が定められている実情にそぐわない保育現場を明らかにししている。あわせて保育者の工夫や経験に任せての保育は、限界を超えていることに保育制度の改善が急がれると提起している。

以上の先行研究から導き出された知見は、次のように整理することができる。

これらの研究上の考察、提案について、加藤(2000)は先進外国と日本の保育士配置数の比較を例にあげるなど支持する内容を多く見出すことができた。

植野(2006)は、直接的には最低基準に触れていないが、児童福祉法改正、少子進展、子育て機能の脆弱化による保育改革で変容する保育所は、全て子

どもが主体で議論すべきであると保育の硬直的な構造・体質の温存を打破する論拠を述べており、実にその通りであると頷けるものである。

新井（2007）は、保育士配置基準の低さから保育士の受け持つ適正人数の調査を行ったが、保育室の広さと室数の調査が加わっておらず、調査の妥当性を欠いている。それは、一人の保育者が受け持つ乳幼児の人数とその保育室の物的環境の両方を合わせて、適正な人数を割り出すことが妥当であると考えるからである。

これらの研究でより強く確認されたことは、子どもが主体の児童福祉法であり、保育所であり、保育士であることが切実に求められていることである。このことは、保育士配置数の比率を最良にして、「子どもの最善の利益」をどう保障していくべきかを問うており、今後の重要な課題であると示唆している。

(2) 最低基準について文献にみる見解

村山（2001）は、最低基準は、子どもの権利保障という視点からゆきとどいた保育保障でなければならないとしている。そのためには、国は保育予算を削減せず、自治体も財政の弾力的な運用をし、財源的に少しの努力で最大の効果を上げる提言をしている。

最低基準は、わが国の保育制度の根幹である。具体的には、保育所の人的な条件と物的な条件の定めであり、子どもにとっては保育環境条件で、保育士にとっては労働条件である。最低基準はこれまで幾度かの改正で、社会の変化にともなう少子や子育ての環境の変化に、保護者のニーズに応じて多様な保育の形態となって実現されてきている。1998年改訂の規制緩和によって、1日の保育時間は原則8時間であるが、実質は長時間保育になり、短時間勤務（1日6時間勤務で月20日未満）の保育士の導入となった。常勤保育士1人に代わって短時間勤務保育士を2人ないし3人の複数にできる計算となる。これは、一見、保育士の増員のように見受けられるが、常勤保育士と短時間勤務保育士では、保育への責任の重さと役割が異なることから、必然的に常勤保育士の労働密度が上がり、保育へのしわ寄せが発生する。また、短時間勤務保育士を配置しなければ保育の質の低下を招くと危険性も指摘し、最低基準

イコール保育士の配置基準であると言い切っている。これに関して、抜本的な改善の論議をひろげていく必要性を説き、ゆとりある保育は子どもの権利であると述べている。

この文献から得られた知見は、多様な保育の形態や規制緩和による競争原理の導入、保育の弾力化など、これらすべての事柄は、最低基準の改善なくしては成り立たないことということが確認できた。また、このことは、「子どもの最善の利益」をまもる視点からも十分に支持される内容のものである。

5. 保育所保育士の配置状況

法制度は、画一的で基準も全国一律であるのは当然である。地域のさまざまな格差とニーズに保育現場が対応していない現状に目を向ければ、この最低基準の改善から目を背けてはならないものがある。このことは、子どもたちの健やかな育ちのために、地域の実情に合わせて地方自治体が補助金要綱の弾力的な運用をし、自治体独自の保育行政を打ち出す方向を出さなければならないという重要な意味を含むものである。そこで、現在の保育所での保育士配置とその雇用形態はどのような状況であるか、A県内の公立保育所と社会福祉法人保育所の例を上げて実状を検討することとした。表2に、公立保育所、社会福祉法人保育所の在籍児と保育士の配置状況を示している。

(1) 公立保育所の実態

A県B町の公立保育所の保育士の状況を取りあげ、具体的な現状を把握する。B町では、平成20年度までの5年間に正規保育士の退職者があったにもかかわらず、保育士の補充採用をしてこなかった。現在、52名の正規保育士と嘱託保育士（契約雇用）などの臨時雇用の保育士91名で町内保育所8ヶ園の乳幼児898名の保育を担っている。数年前から、3歳以上児のクラス担任に嘱託保育士が受持たないと保育所運営ができないといった状況が生まれている。

表2 保育所の在籍児と保育士の配置状況

	B公立保育所8ヶ園		社会福祉法人C保育所		社会福祉法人D保育所	
	乳幼児数と 保育士数 H16.4月現在	最低基準による 保育士配置数	乳幼児数と 保育士数 H19.1月現在	最低基準による 保育士配置数	乳幼児数と 保育士数 H19.4月現在	最低基準による 保育士配置数
0歳児	3	1	2	1	1	1
1歳児	46	8	11	2	14	3
2歳児	70	12	17	3	17	3
3歳児	252	13	46	3	23	2
4歳児以上	527	18	91	4	36	2(1)
在籍児合計	898		167		91	
正規保育士	A 52	B 52	A 14	B 13	A 13	B 11(1)
A÷B	100%		107%		118%	
非正規保育士 C÷A	C 91 175%		C 12 86%		C 7 54%	

* (1)は障がい児保育の加配保育士数 *少数点第1位を四捨五入 *各保育所の資料は情報公開されているものである(三浦作成)

*正規保育士は常勤雇用形態を示し、非正規保育士は臨時雇用形態を示している。

表3 保育所の経営主体別保育士数(常勤・非常勤)

(単位:人) H17.10.1現在

	総数	公 営				私 営			
		総数	都道府県 指定都市	中核市	市町村	総数	社会福祉 法人	社団財団 日赤	その他法 人等
保育士	306,254	142,878	14,967	13,804	114,107	163,376	150,108	3,841	9,427
常勤	278,074	128,212	12,347	11,876	103,989	149,862	137,696	3,582	8,584
非常勤	28,179	14,666	2,620	1,928	10,118	13,513	12,412	258	843

厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」

*常勤とは当該施設で定められた勤務時間の全てを勤務している者、非常勤とは、パートタイマーなど常勤以外の者である

(2) 社会福祉法人の保育所の実態

C保育所、D保育所ともに、児童福祉施設福祉サービス第三者評価を受けて、その評価結果を公開している。両保育所ともに、乳児保育、障がい児保育、長時間保育、一時保育、特定保育を実施し、子育て支援センターを併設している。C保育所の定員は、160名で、在籍乳幼児167名、正規保育士は14名、非正規保育士は12名である。D保育所の定員は90名で、在籍乳幼児91名、正規保育士は13名、非正規保育士は7名である。

地方自治体が管理運営の公立保育所は、正規保育士の総数52人中、保育所8ヶ園に園長、主任保育士

が担任を持たないフリーであることから、実際に保育をおこなうのは36人となる。非正規保育士は、嘱託保育士(1日8時間勤務で1年間雇用の契約保育士)と短時間勤務の保育士(1日6時間未満勤務)、他に長時間保育、乳児保育などの保育にあたるパートタイマー保育士と雇用形態がさまざまである。正規保育士が不足している現状は、クラス担任に嘱託保育士をあてている。この実情が意味するものは、正規保育士の雇用は、地方自治体の財政問題が絡み、雇用控えが明白であるといえよう。

一方、社会福祉法人保育所の2ヶ園は、措置が外れて民営の立場が効を奏しているといっても過言ではない。情報公開と保育の質の競争という観点からの第三者の評価は、正規保育士と非正規保育士の人

数のバランスがよく、保育の質の向上につながっているように見受けられる。

表3は、全国の保育士の人数状況を示している。常勤雇用形態の正規保育士の総数は全体の9割強で非正規保育士の数は1割弱という、一見、理想的な保育士配置数がみられる。が、実は、この9割強の正規保育士の中に非正規保育士である嘱託や短時間保育士を2人から3人を正規保育士1人に換算してカウントしているのである。つまり、この正規保育士の総数には常勤雇用形態であるが非正規保育士が換算されているので、本来の正規保育士の数値は不明であるということになる。

6. 考察

(1) 最低基準の改正をめぐって

保育所の最低基準は、50年ぶりの改正を経て、子どもを取り巻く環境の変化に応じて、そのつど改正されて今日に至っている。その間、国の子育て支援もエンゼルプラン、新エンゼルプラン、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法と広い視野に立って、子どもを家庭、地域社会、企業と全体に関連付ける方向性が出されている。その拠点は、保育所であり大変重要な役割を担っている。にもかかわらず、保育士の配置基準の見直しは、一部を除いてされていない。保護者の子育て力の低下、少子で同年齢や異年齢とのかかわりが少ないと子どもが育つ環境に問題や課題を抱えている。乳幼児が過ごす保育所は、昼間のお家としての生活を保障するものでなければならない。そのためにも保育士の配置基準はゆったりと余裕のある人数にすべきである。今回の改訂保育所保育指針に保育士に専門性と質の高い保育を求めているが、保育士配置基準の改正こそが「子どもの最善の利益」につながっていく、もうひとつの方策であると考えられる。

(2) 非正規保育士の雇用が進んでいる現状

最低基準の保育士配置は、正規保育士であったが、児童家庭局長通知「保育所における短時間勤務（1日6時間勤務、月20日未満）の保育士導入」で、最低基準を緩和し弾力的な運用としてから、端的に言

えば、常勤雇用の正規保育士の数が減らされて、非常勤の短時間勤務保育士（以下、非正規保育士という）の数が増したという構図ができあがったのである。一見、保育所の保育士の数が増加し、保育が手厚くなったとみなされるが、そうではない現状は、B町運営の公立保育所の実態で明らかにしたとおりである。つまり、正規保育士の配置数を減らして非正規保育士を増員したのである。こうしたことは、財政難を抱えている自治体はどこもどنگりの背くらべ状態であることを添えておきたい。特に公立保育所の保育士勤務年数は長く、年功序列の給与体系では人件費がかさむ。一方、民間保育所の勤務年数は、平均10年ほどの短期間で人件費を抑えている傾向がみられる。

次に、正規保育士が減らされた状況で保育士の労働状況はどう変化したのかを考えてみる。正規保育士は、保育所の1日の流れを把握し、保育全体の調整し役割をこなす。子どもの保育、保護者との連絡、非正規保育士との連携、報告、保育計画、事務、環境整備などの責任の重さは、過重な労働のストレスを生みやすい結果となる。保育所の役割として、保育ニーズの多様化、保育形態の異なり、保護者への育児相談・支援とそれらの専門機関として責務は追求される。保育士としての職務範囲の拡大が労働悪化となり、そのしわ寄せは、保育の質の低下を招くことになりかねない危険性を常にはらんでいる状態である。保育の質の向上を求めることは、正規保育士の適正配置数と非正規保育士の部分的保育が補い合うバランスでなければ、ゆとりある保育は望めないということである。

7. おわりに

本研究では、保育士配置基準に焦点をあて、その雇用形態を把握するために検討し考察をしてきた。保育所保育士配置状況の実態で示しているように保育は人力である。その人力は、規制緩和と弾力的運用というまやかしに操られて数値の上では足りているけれど、雇用の形態で責任の所在が正規保育士の肩にかかっていることが明らかになった。その労働の密度の濃さは保育業務に余裕のないぎりぎりな状況をうみ、「子どもの最善の利益をまもる」ことには

到底つながらないことが示唆された。このような状況は、保育の現場での保育士の努力や能力によって解決できる課題ではないことは明らかである。保育関係者を中心に最低基準の改善に関する論議を活性化の必要性が課題である。合わせて、保護者の意識の喚起も重要な要点であるから、今後、調査しその意識の傾向や状況を把握する必要がある。また、保育士養成校の立場からは、保育者をめざす学生に雇用が安定している正規保育士に希望をもたせることは、大変重要な課題である。

上記の視点から保育士配置基準を考えれば、保育の実態からはますます乖離していく保育士配置基準であることが確認された。少子時代において、子育ては我が国の限らない発展につながる重要な要素であることから、全国一律に最低基準の改善を国の政策で決めることが望ましく、地方分権時代であるといって地方自治体に委ねるべきことではないことは、先行研究でも明らかにされている。依然として、保育士配置基準の改正はなく、人件費を削減させられている問題が存在することは、子育てに手間暇を欠いて良い人材を育てあげられる訳がないのである。こうした保育現場の実情を保育士や関係者らは、子どもの代弁者となって関係機関や社会に訴えて、最低基準の見直しを速やかにすべきである。

引用・参考文献

- 新井美保子 (2007)「幼稚園・保育所における乳幼児の適正人数に関する研究—愛知県内の保育者を対象とした意識調査から—」愛知教育大学研究報告 56 教育科学編 pp. 33-36
- 平成 20 年度 社団法人・全国保育士養成協議会総会講演資料 (2008)「保育行政の動向と課題」厚生労働省児童家庭局保育課
- 加藤杜昂 (2000)「21 世紀の保育所と保育士の役割～保育所保育指針の改訂の意図～」九州大谷研究紀要 vol 26 pp. 35-53
- 村山祐一 (2001)「もっと考えて!! 子どもの保育条件」新読書社 p. 8, pp. 18-22, pp. 89-95
- 2008 年 3 月発表「保育所保育指針解説書」ひかりのくに
- 小田豊他編著 (2003)「保育者論」北大路書房
- 植野一芳 (2006)「児童福祉法改正と変わる保育所」環境創造 第 9 号 pp. 1-16
- 全国保育団体連合会・保育研究所編 (1997)「保育白書 1997」草土文化
- 全国保育団体連合会・保育研究所編 (2003)「保育白書 2003」草土文化
- 全国保育団体連合会・保育研究所編 (2007)「保育白書 2007」ひとなる書房 村山祐一「子どもの権利と最低基準」p. 34

受付日 2008 年 9 月 30 日

受理日 2008 年 11 月 4 日